

4 福祉・介護人材確保対策について

介護人材確保の総合的・計画的な推進について

- 今後、必要とされる介護人材を確保していくための施策の全体像(「総合的な確保方策」)を明らかにし、対策を総合的・計画的に推進する。
- 「総合的な確保方策」の策定に向け、国において、「介護人材確保の基本的な考え方」を示す。

1. 「介護人材確保の基本的な考え方」

- 介護人材の確保に当たっては、次の視点に立ち、「量の確保」と「質の向上」の両面から進める。
 - ① 目標年次を2025年と定め、都道府県ごとの需給推計に基づき、介護保険事業計画(3年1期)と連動した計画的な取組を推進する。
 - ② 限られた人材を有効に活用するため、その能力や役割分担に応じた適切な人材の組合せや養成を進め、良質なチームケアを提供できる体制を構築する。
 - ③ 地域ごとに関係主体の連携・協働体制(協議会等)を構築し、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。
- また、対策を進めるに当たっては、PDCAサイクルを確立し、進捗管理と施策の検証・改善を行う。

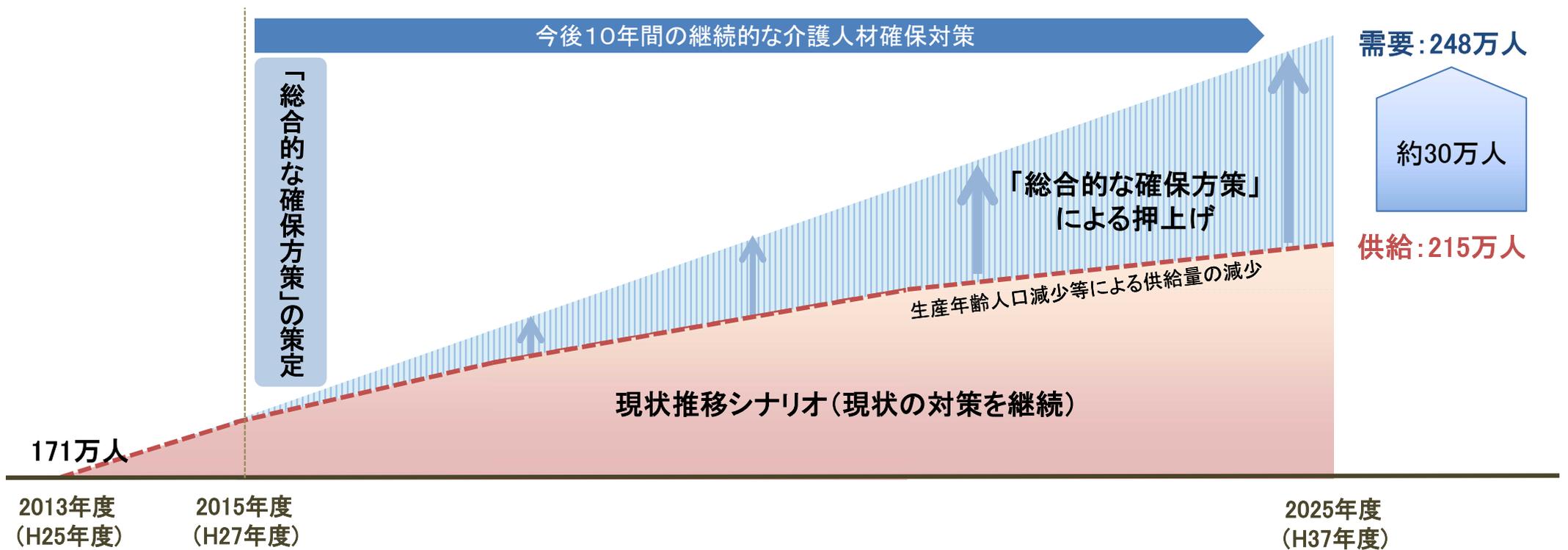
2. 「総合的な確保方策」の策定までの手順

- 「介護人材確保の基本的な考え方」を踏まえ、
 - ① 所要の法改正による制度的対応(今常会に法案提出を予定)
 - ② 市町村によるサービス見込み量(確定値)に基づく需給推計値の確定(5月頃を目途)
 - ③ 都道府県における地域医療介護総合確保基金等を活用した取組内容の確定(7月頃を目途)を進める。
- これらに基づき、「総合的な確保方策」を策定・公表する。

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(暫定値)

- 都道府県推計に基づく介護人材の需給推計(暫定)における需給ギャップは約30万人。
 - ・ 需要見込み(約248万人)は、「暫定値」であり平成26年度末を目途に確定
 - ・ 供給見込み(約215万人)は、「現状推移シナリオ」であり、今後の政策効果は見込まれていない
- この推計は暫定であり、今後、都道府県において、第6期介護保険事業支援計画に、需給推計の確定値や 需給ギャップを埋める具体的な方策を位置付け、その確定値を平成27年5月頃を目途に取りまとめ。

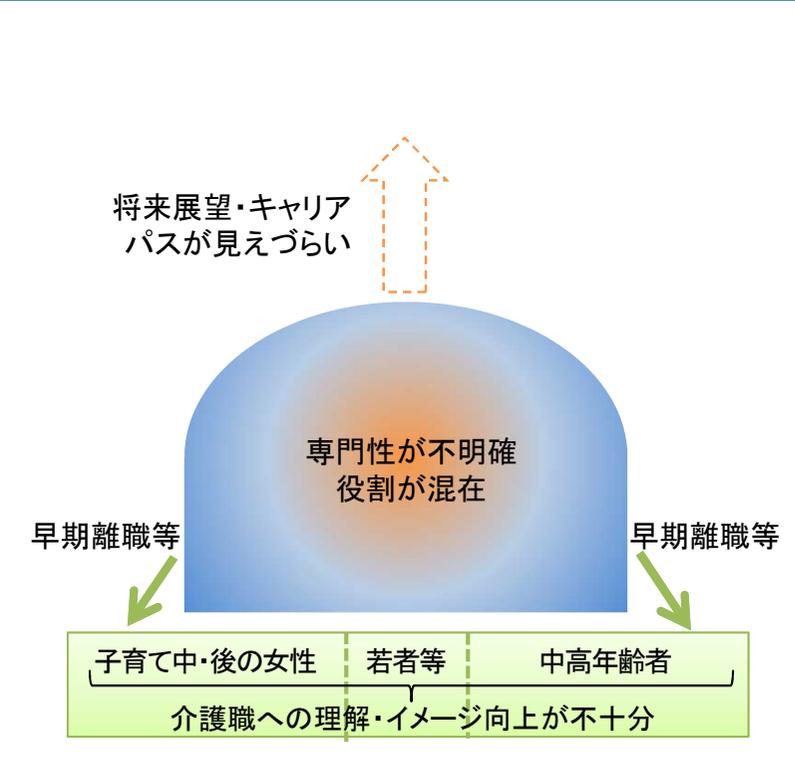
介護人材にかかる需給推計(暫定)と「総合的な確保方策」(イメージ)



注) 「医療・介護に係る長期推計(平成24年3月)」における2025年の介護職員の需要数は237万人～249万人(社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによると218万～229万人。推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。同推計及び上記の推計結果のいずれの数値にも通所リハビリテーションの介護職員数は含んでいない。)

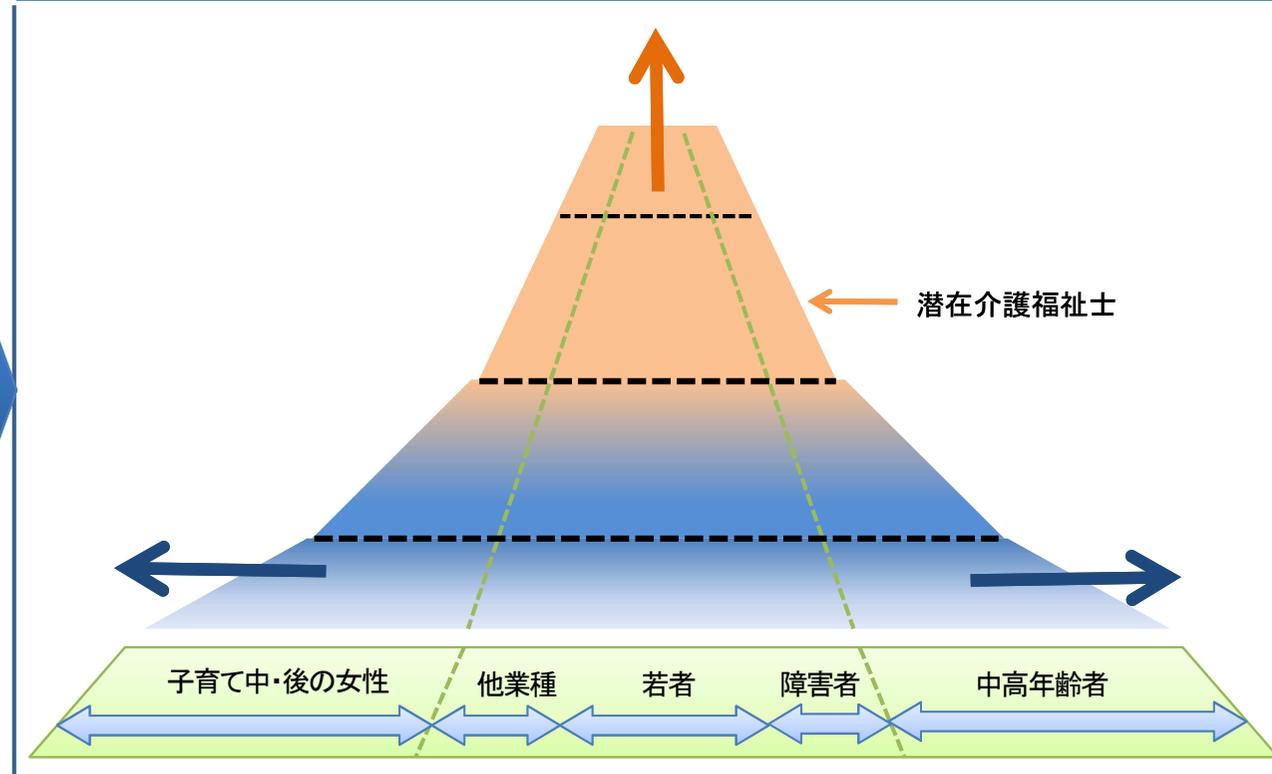
2025年の介護人材の目指すべき姿

現状



転換

目指すべき姿



参入促進

1. すそ野を拡げる

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

労働環境・ 処遇の改善

2. 道を作る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

3. 長く歩み続ける

いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る

資質の向上

4. 山を高くする

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

5. 標高を定める

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

「総合的な確保方策」の主要施策

目指すべき姿

主要施策

促進
参入

1. すそ野を広げる
～多様な人材の参入促進を図る～

- ・ 介護の3つの魅力(楽しさ・深さ・広さ)の情報発信によるイメージアップ 【予算】
- ・ 高校教師・親の理解促進、地域志向型の若者の掘り起こしの強化 【予算】
- ・ 中高年齢者の地域ボランティア参画等の促進 【予算】
- ・ 他産業からの参入促進を図るため、通信課程を活用 【法令】
- ・ 福祉人材センターの機能強化(サテライト展開やハローワークとの連携 等) 【法令】

労働環境・
処遇の改善

2. 道を作る
～キャリアパスを構築する～

- ・ 資格取得の支援(実務者研修の受講期間の柔軟化 等) 【法令】
- ・ 離職した介護福祉士の届出制度創設と再就業支援対策の強化 【法令】
- ・ 介護人材のキャリアパスシステム整備の推進 【報酬】
- ・ 代替職員の確保等による研修機会の確保 【予算】

3. 長く歩み続ける
～定着促進を図る～

- ・ 介護人材1人当たり月額1万2千円相当の賃金改善 【報酬】
- ・ 人材育成に取り組む認証・評価の実施による人材育成取組の「見える化」の推進 【予算】
- ・ エルダー・メンター制度の導入支援による早期離職の防止 【予算】
- ・ 事業所内保育所の運営支援による出産・育児との両立支援 【予算】
- ・ 雇用管理改善の推進(介護ロボット導入支援やICTの活用 等) 【予算】
- ・ 社会福祉施設職員等退職手当制度を見直しによる定着促進 【法令】

資質の向上

4. 山を高くする
～継続的な質の向上を促す～

- ・ 介護福祉士の資格取得方法の見直しによる資質向上 【法令】
- ・ 介護福祉士の配置割合の高い施設・事業所に対する報酬上の評価 【報酬】
- ・ マネジメントや医療的ケア・認知症ケアなどの研修の受講支援 【予算】

5. 標高を定める
～人材の機能分化を進める～

- ・ 限られた人材を有効に活用するため、その能力や役割分担に応じた適切な人材の組合せや養成の在り方を検討 (検討)
- ・ 介護福祉士養成カリキュラムの改正等 (検討)
- ・ 未経験者等に対する入門的な研修等の構築 (検討)

国・地域の基盤整備

- ・ 国が示す人材確保のための「基本的な指針」の対象を介護サービス全般へ拡大 【法令】
- ・ 地域の関係主体が連携する場を構築し、人材確保のプラットフォームを創設 【予算】

福祉人材センターの機能強化等

- 都道府県福祉人材センターが中心となり、地域における介護福祉士をはじめとした福祉・介護人材確保を推進する
 - ① 福祉人材センターの機能強化により、総合的な福祉・介護人材の確保を推進
 - ② 地域における福祉・介護人材の支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等を整備
 - ③ 潜在介護福祉士の届出制度を設け、離職者の把握と求職者になる前の段階からの効果的・総合的支援を推進

※福祉人材センターとは、社会福祉法に基づき、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介等を実施する指定法人

① 福祉人材センターの機能強化

(福祉人材センターの支援対象の拡充)

- 介護老人保健施設等、社会福祉事業以外に従事する介護人材も福祉人材センターの支援対象とし、総合的な福祉・介護人材確保対策を推進

② 地域における支援体制の強化

(ハローワーク等との連携強化)

- 地域における就労の動向に応じた的確な福祉・介護人材確保のため、都道府県、ハローワーク等の官公署との緊密な情報共有を促進

(サテライト展開の推進)

- 福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が、より身近な地域で支援を受けられるよう、福祉人材センターの業務を地域の関係団体等に委託することを可能とし、広域的な人材確保対策を推進

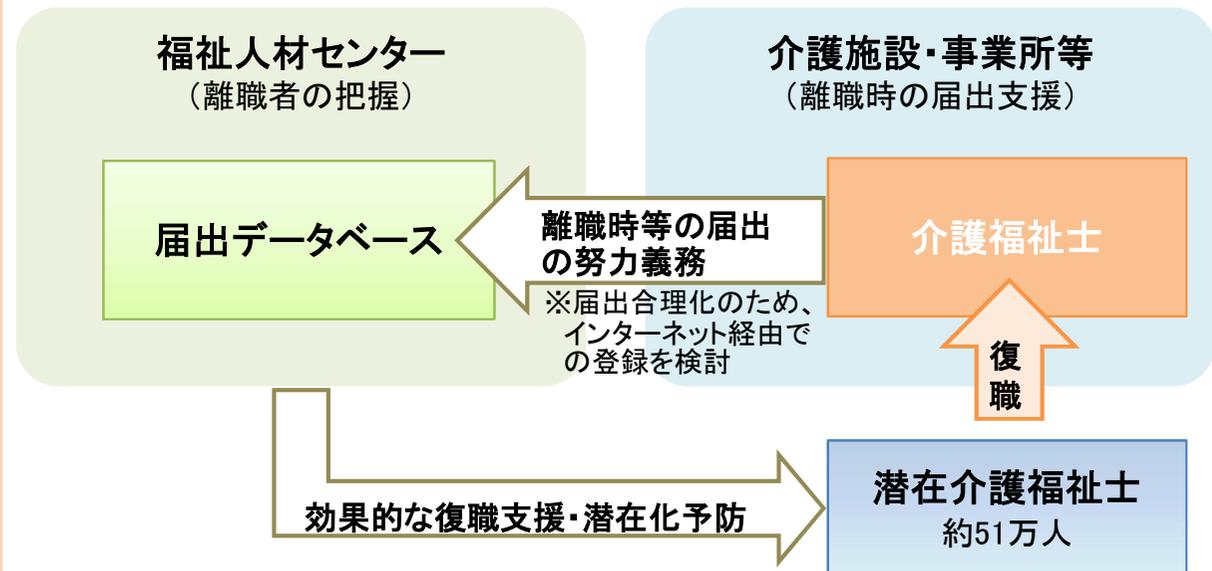
(センター職員の守秘義務の整備)

- 離職した介護福祉士の届出制度や委託制度による支援を、福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が安心して受けられるよう、福祉人材センターの守秘義務規定を整備

③ 離職した介護福祉士の届出制度の創設

(離職した介護福祉士の届出制度の創設)

- 介護現場の中核を担うことが期待されている介護福祉士のうち約4割の者は介護に従事していない(平成25年10月現在)。このため、離職者情報の把握や、求職者になる前からの情報提供等の総合的な支援を行い、介護福祉士の再就業を促進



- メールによる情報提供等、求職者になる前から福祉・介護とのつながりを確保
- 一定期間、現場から離れていた者の不安感を払拭し、再就業が円滑に進むよう知識・技術の再修得研修や職場体験の実施

平成27年度予算案における介護人材確保方策

- 団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進めており、人材確保においても地域医療介護総合確保基金で措置されている。

介護サービスの充実と人材確保

が介護人材確保の関係

(1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 724億円

- 平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。(634億円)

② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(90億円)

※基金の負担割合 国2/3 都道府県1/3

(2) 平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 1,051億円

- 介護報酬改定において、介護職員の処遇改善等を行う。

・1人あたり月額1万2千円相当の処遇改善
(784億円<改定率換算で+1.65%>)

・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実
(266億円<改定率換算で+0.56%>)

(参考:改定率)

改定率▲2.27%

(処遇改善:+1.65%、介護サービスの充実:+0.56%、その他:▲4.48%)

地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

平成27年度予算(案)
公費90億円
(国2/3、都道府県1/3)

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

→ これまで予備費や補正予算で実施してきた基金事業を大幅に充実・拡充

(参考)福祉・介護人材確保緊急支援事業の25年度執行実績33億円

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成
- 介護未経験者に対する研修支援
- 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施

等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・ 喀痰吸引等研修
 - ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・ 介護支援専門員に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握
- 認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成

等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

被災地における福祉・介護人材確保事業

平成27年度予算案 1.8億円(1.9億円)(東日本大震災復興特別会計)

【目的】 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する

事業の概要

- ①奨学金の貸与
 - ・介護職員初任者研修等の受講料 15万円を上限(実費の範囲内)
 - ・就職準備金 30万円
 - ※当該施設で2年間(就職準備金部分は1年間)従事すれば返還免除
- ②住まいの確保支援(現地の住宅情報の提供)

【事業の流れ】

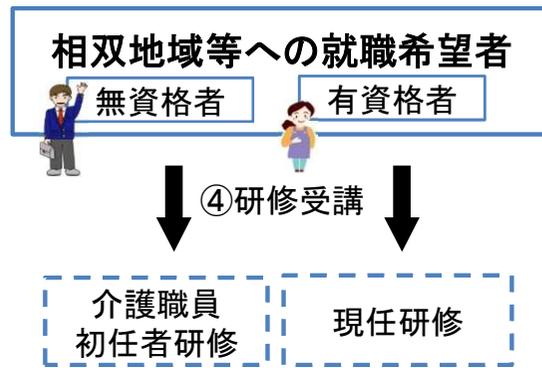
①貸付申請

← 相双地域等への就職希望者
→ 無資格者 有資格者

②斡旋依頼に基づき、
現地で従事する施設
を提示

③奨学金の貸与

⑤現地の住宅情報を
紹介



← 人材の斡旋を依頼

※有資格者は現地で働きながら受講も可

○ 福島県社会福祉協議会ホームページでの広報



○ 事業周知用ポスター



5 社会関係の法案・予算について

社会福祉法等の一部を改正する法律案について

趣旨

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営管理体制の強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

概要

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営管理体制の強化及び事業運営の透明性の向上

- ① 役員・理事会・評議員会の権限・責任の明確化、評議員会の設置の義務化、一定規模以上法人への会計監査人の設置の義務化 等
- ② 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表等の義務化 等
- ③ 合併に関する規定の整備 等

(2) 福祉サービスを提供するに当たり、地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金により、福祉サービスを積極的に提供する責務規定を設ける。

(3) いわゆる内部留保の明確化と社会福祉事業等への計画的な再投資

- 再投下財産額(純資産の額から事業の継続に必要な額を控除等した額)を明確化した上で、当該財産を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画を作成することを義務付ける。

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材の確保の促進

- ① 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大する(社会福祉事業従事者から社会福祉事業及び社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者まで拡大)。
- ② 介護福祉士が離職した場合に、都道府県福祉人材センターによる就業促進のための情報提供、相談の実施等の機能強化を図るとともに、氏名等の事項の都道府県福祉人材センターへの届出制度を創設する。
- ③ 介護福祉士の資格取得に関する所要の措置を講じる。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- ① 被共済職員の退職手当金の支給乗率を長期に加入する被共済職員に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長する。
- ③ 障害者支援施設等において従事する被共済職員に係る退職手当金の公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直す。

施行期日

平成29年4月1日(ただし、1(2)、2(2)等は平成28年4月1日。一部は公布の日等)(予定)

平成27年度 社会・援護局（社会）関係予算（案）の概要

平成27年度予算（案）額	3兆1,663億円	※
平成26年度当初予算額	2兆9,795億円	
差 引	1,868億円 (対前年度伸率 6.3%)	

※ 東日本大震災復興特別会計に係る要求額を含む。

主要事項

- 生活困窮者等に対する自立支援策 500億円
- 保護費負担金 2兆8,635億円
- 簡素な給付措置（臨時福祉給付金） 1,693億円

東日本大震災復興特別会計

- 寄り添い型相談支援事業の実施 4.4億円
- 被災地における福祉・介護人材確保対策 1.8億円
- 地域コミュニティ活動を活用した被災者の日常生活支援 20億円

社会関係予算について

- 平成27年度から生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）及び改正生活保護法が施行されることに伴い、予算体系全体を再構築（総額500億円）し、生活困窮者等の自立をより一層促進していく。
- なお、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施してきた生活保護関連事業等については、当該基金の終了や新法及び改正生活保護法の施行を踏まえて、事業の整理、補助率の見直しを行うとともに、新法関連事業と一体的・有機的な執行を図ることにより、効果的・効率的な事業実施を推進する。

生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系

- 生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、予算体系全体を再構築（総額 500億円）。
- 生活困窮者自立支援法の任意事業と予算補助事業を、一体的・有機的に執行できるように整理。より効果的・効率的な事業実施を推進。

※ 予算体系の見直しによる補助率の導入に係る地方負担分については、地方財政措置が行われる予定。

〔平成26年度〕

住まい対策基金

(H25補正)
285億円(※)

※ 住宅手当等
新法移行分

セーフティ補助金

(H26当初)
150億円



〔平成27年度〕

生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系 500億円(事業費747億円)

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(仮称) (必須事業)

- 自立相談支援事業
 - 住居確保給付金
 - 被保護者就労支援事業(生活保護関係)
- 〔既存事業〕
住宅支援給付事業、就労支援事業、ホームレス関係事業(人件費) 等

218億円

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(仮称) (任意事業)

- 就労準備支援事業
- 一時生活支援事業
- 被保護者就労準備支援事業(生活保護関係)
- 家計相談支援事業
- 子どもの学習支援事業

〔既存事業〕
社会的な居場所づくり(子どもの健全育成支援事業)、生活福祉資金貸付事務費、ひきこもり対策推進事業、就労意欲喚起等支援事業、ホームレス関係事業(人件費以外) 等

183億円

生活保護適正化等事業

〔既存事業〕
生活保護適正化事業、自立支援プログラム、地域福祉支援事業 等

100億円

400
億円

生活困窮者自立支援法(任意事業)と生活保護適正化等事業の一体的・有機的な執行

支援対象者の特質に合わせ、効果的・効率的な支援ができるように整理。

法律に基づく「地域医療介護総合確保基金」へ移行
60億円

復興特会へ移行 20億円

廃止： 町村福祉事務所設置推進支援事業、社会福祉法人新会計基準研修事業、消費生活協同組合指導監督事業、生活困窮者自立促進支援モデル事業、生活困窮者自立支援制度施行円滑化事業

地域福祉関係予算について

① 地域福祉関係事業の見直し

安心生活創造推進事業や地域福祉等推進特別支援事業、生涯現役活躍支援事業など、既存の地域福祉関係事業については、生活困窮者自立支援法を中心とした予算体系に再編する。

これにより、一部事業について補助率の見直しを伴うが、

- ・ 事業費全体としては、大幅な拡充が図られるとともに、
- ・ 恒久的な財源が確保され、事業の安定的な継続性は高まる。

こうした見直しの趣旨をご理解いただくとともに、今後は、新法による人材・資源を有効に活用しつつ、引き続き地域福祉の取組の積極的な推進をお願いしたい。

② 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の積極的な活用

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、平成26年度補正予算案において「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を創設することとしている。

この交付金は、地方創生の観点から、「多世代交流・多機能型福祉拠点の推進」など、自治体の創意工夫に基づき様々な事業に取り組むことが可能である。

こうした取組は、地域福祉推進に当たっての一つのツールとなり得るものであることから、本交付金の趣旨・目的をご理解いただいた上で、積極的な活用をご検討いただきたい。

① 地域福祉関係事業の見直し

平成26年度

安心生活創造推進事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

地域福祉推進等特別支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

生涯現役活躍支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

日常生活自立支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

地域コミュニティ復興支援事業
(緊急雇用創出事業臨時特例基金)

平成27年度

生活困窮者自立支援法

(その他任意事業)

※ 新法法定事業では対応できないニーズへの対応

地域における生活困窮者支援等のための
共助の基盤づくり事業

【補助基準等】

- ・人口規模等による補助基準額の設定を検討
- ・実施主体は都道府県又は市町村
- ・補助率 1/2

※ 生涯現役活躍支援事業による都道府県ボランティアセンターの事業費相当については生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニューとして存続

日常生活自立支援事業

【補助基準等】

- ・利用者1人当たりの補助基準額の設定を検討(併せて、一定の激変緩和措置を検討)
- ・実施主体は都道府県社協又は指定都市社協
- ・補助率 1/2

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

(被災者健康・生活支援総合交付金のメニューとして
復興庁に一括計上)

再編

② 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の創設について

1 地域消費喚起・生活支援型(2,500億円)

- 地方公共団体(都道府県及び市町村)が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援。(メニュー例:①プレミアム付商品券、②ふるさと名物商品券・旅行券、③低所得者等向け灯油等 購入助成、④低所得者等向け商品・サービス購入券、⑤多子世帯支援策)

2 地方創生先行型 (1,700億円)

- 地方公共団体(都道府県及び市町村)による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施に対し、国が支援。
(メニュー例 : ①地方版総合戦略の策定、②UIターン助成、
③地域しごと支援事業、④創業支援・販路開拓、⑤観光振興・対内直接投資、
⑥小さな拠点、⑦少子化対策)

【地域しごと支援事業】

- ア 地域しごと支援センターの整備
- イ 地域人材の育成・定着のための取組

(ア) 大都市圏からの人材呼び戻しのための事業

→ 「自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

- (イ) 地域人材育成のための事業
- (ウ) 地域のしごとの魅力向上のための事業

【小さな拠点】

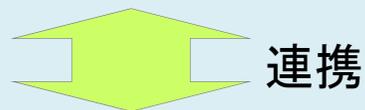
- 縦割りを排除し、地域交流・地域支え合いの拠点として多世代交流・多機能型福祉拠点を整備
- 既存制度を活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供

自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

- 大都市圏の生活困窮者等が、地方において、就労・社会参加するための支援を実施する。
- 具体的には、生活困窮者自立支援制度や被保護者就労支援事業等による包括的な支援を 行い
つつ、
 - ・自治体間でそれぞれの役割分担や具体的な連携方策について調整した上で、
 - ・例えば、①利用者に対する説明会・相談会の開催、②利用者の選定・送り出し、③利用者の生活環境の整備、④受け入れ先（中間的就労を含む。）の開拓・環境整備など、利用者が地方において就労・社会参加するための必要な支援を実施。

【実施例(イメージ)】

生活困窮者自立支援制度・被保護者就労支援事業



自治体(送り出す側)

- ①利用者に対する説明会・相談会の開催
- ②利用者の選定・送り出し

調整



自治体(受け入れる側)

- ③利用者の生活環境の整備
- ④受け入れ先(中間的就労を含む。)の開拓・環境整備

※ 自治体のUIターン窓口等も活用

事例（豊中市と土佐町との連携）

○ 未就職者や転職希望者の就農を支援してきた豊中市が企画。高知県土佐町と本山町の農業生産法人が、都市部に住む若者らを受け入れ、就農体験を実施（平成25年11月～）。

※ 土佐町の企業が経営する県産品ショップが豊中市に出店していることが連携のきっかけになった。

○ 利用者は、受入れ先で3週間の就業体験をした後、両者の希望が一致すれば、引き続き、社員や研修生として雇用される。

※ 地方農業に30代の若者が従事することはあまりないことから、現地でも好評。

○ まずはインターンシップとして就農し、その後、雇用・定住を検討する仕組み。

○ これまで、いずれも大阪府在住の延べ41名の方（20～50代）が参加し、野菜の収穫や育苗などを体験。うち、5名は、受け入れ先の法人に就職が決定した（平成26年9月時点）。

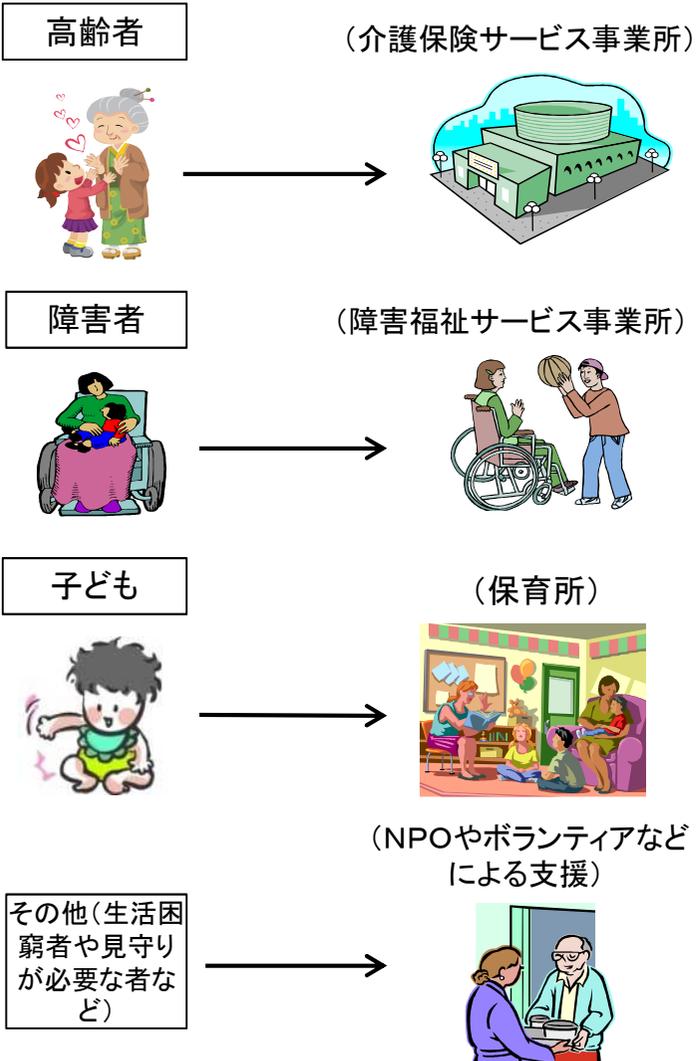
※ 利用者は、就農体験をするだけでなく、地域の住民とも交流。

多世代交流・多機能型福祉拠点について

【まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）】（抜粋）

縦割りを排除し、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、既存制度も活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供する。

【これまで】



制度の縦割りを排除し、柔軟なサービス提供を可能に

【今後】

地域の福祉ニーズに対応した多世代交流・多機能型福祉拠点の整備を推進



〈居場所機能〉

(主に自立度が高い人が利用)

- 地域交流、地域支え合いの拠点として、居場所の提供、相談、見守り等の支援を柔軟に実施
- 生活困窮家庭の子どもの学習支援の場の提供 等

〈共生サービス機能〉

(主に支援が必要な人が利用)

- 既存制度を活用しながら、通所サービス等と一体的に提供
- 生活困窮者への中間的就労の場の提供 等



公費に依存せず地域住民が相互に支え合う
仕組みづくりと連携

実施主体となる市町村を国が包括的に支援

Ⅱ 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)関係

臨時福祉給付金の概要（26年度と27年度の比較）

		平成27年度	平成26年度
趣 旨		税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を実施	
内 容	支給対象者	市町村民税（均等割）が課税されていない者 （市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く）	
	予算上の対象者数 （注1）	2,200万人	2,400万人
	支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給	
	実施主体	市町村（特別区を含む）	
	基準日	平成27年1月1日	平成26年1月1日
	支給額 （注2）	支給対象者一人につき、6,000円 （加算措置なし） （平成27年10月～平成28年9月の1年分）	支給対象者一人につき、10,000円 基礎年金受給者等に、5,000円を加算 （平成26年4月～平成27年9月の1年半分）
	費用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
	予算額	1,693億円 （事業費：1,320億円、事務費：373億円）	3,420億円 （事業費：3,000億円、事務費：420億円）

（注1） 予算積算上の推計数であり、対象者数の減は、推計方法を精査したことによるもの

（注2） 支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分（3%アップ分）を参考に算出

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

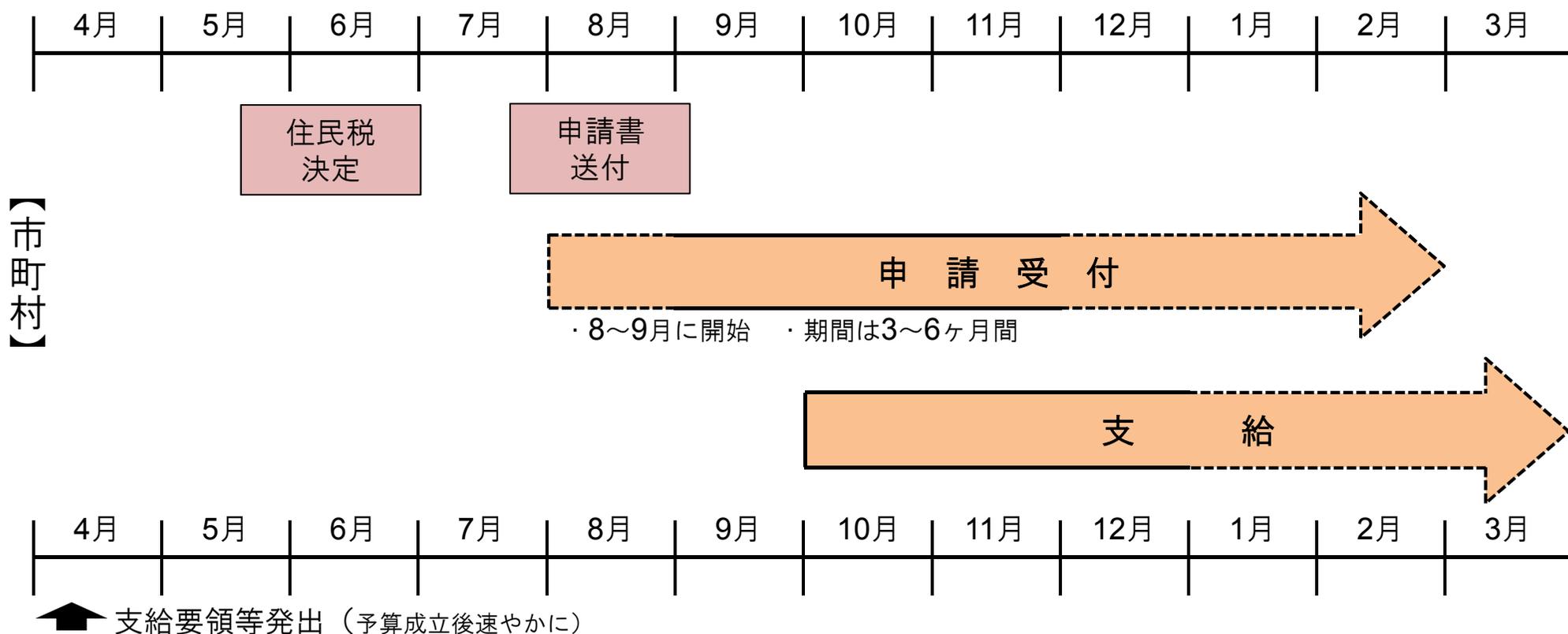
第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第六号において「番号法」という。)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度(次号ニ(3)及び第六号において「番号制度」という。)の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度(医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。)、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組みその他これに準ずるものをいう。)等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。
 - ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。
 - ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ニ～ヨ (略)

二～八 (略)

平成27年度の支給事務のスケジュール (※現時点のイメージ)



【市町村】

【国】

特設コールセンターの設置 (0570-037-192) ・ホームページの運用

広報①

市町村での申請受付開始に備え、
広報を集中的に実施

広報②

申請期限が終了する自治体が出る前に、
申請漏れを防ぐための広報を集中的に実施

市町村による臨時福祉給付金に関する個別の申請勧奨

- 住民に直接申請を促す方法として、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに、予め氏名等を印字した申請書を送付するなどの取組が効果的
- 平成27年度事業においても、各市町村で効果的な申請勧奨をお願いしたい

平成26年度実績

- 平成26年度事業では、約8割の市町村（市では約9割）で非課税者等へのお知らせを実施
- ほとんどの実施市町村で申請書も同封しており、申請書を送付した市町村の約9割が、氏名等を予め印字

- ①給付金について掲載した広報誌の全戸配布
- ②給付金のチラシ等の全戸配布
- ③平成25年度の市町村民税の非課税者等に対して、住民税の申告懇諭を行うとともに、チラシ等を同封
- ④平成26年度の市町村民税の非課税者等に対して、課税されていない旨のお知らせを行うとともに、チラシ等を同封
- ⑤児童手当受給者への現況届様式送付時のチラシ等の同封

上記選択肢	①	②	③	④	⑤
実施済の市区町村数	1,392	721	132	1,343	190
割合	80.4%	41.7%	7.5%	77.6%	11.0%

<同封したもの>

	チラシのみ	申請書のみ	申請書とチラシ
市区町村数	31	155	1,146
割合	2.3%	11.5%	85.3%

<申請書への氏名等の印字の有無>

	有	無
市区町村数	1,130	159
割合	86.9%	12.2%

※平成26年12月末時点のアンケートを集計したもの。回答市区町村数：【臨給：1,731／1,741】